

トランポリン・シャトル競技 競技規則

【個人競技】

- 第1条 シャトル競技(個人競技)は、2名の対戦競技とし、トーナメント形式で優勝者を決める。
- 第2条 用具は、日本体操協会認定のミドル。サイズトランポリン(メッシュベッド、スプリングまたはゴムケーブル)2基を使用。
- 第3条 審判員 主 審—審判を行う、副 審—競技全般において主審を補佐する。
記録主任— 競技記録を行い、主審を補佐する
第1 ~ 第3 記録—記録主任を補佐する。
- 第4条 競技時間は副審が計時し、3分間とする。
- 第5条 副審の指示に従って対戦競技者(以下両選手と呼ぶ)は「ジャンケン」を行い先攻または演技台を選ぶ。
- 第6条 両選手とも各々の演技台の中央に立ち、主審の「始め」の合図で先攻選手は予備跳躍を始め、「1跳躍種目」(1跳躍種目とは、垂直跳びを除く1回の離床から着床までの種目をさし、以下1種目と呼ぶ)を行う。次に、相手選手が予備跳躍を始め、先攻選手の行った1種目を行い、それに1種目を付け加える。更に先攻選手は、予備跳躍を開始し、相手選手が行った2種目に1種目を付け加える。
以後交互に1種目ずつ加えていく。
主審は1種目ごとにその正式名称(第9条参照)を両選手、副審及び記録員に聞こえるように発声表示しなければならない。競技者は、主審の発声表示が終わると直ちに予備跳躍を開始しなければならない。
- 第7条 ツウ・バウンス
1回の対戦中に1度だけ「連続の2跳躍種目」(2種目連続のことをさし、以下ツウ・バウンスと呼ぶ)を行うことができる。この場合、選手はそのツウ・バウンスを行ったあと直ちに片手を上にあげ、その指を2本のばした「ツウ・サイン」を出すとともに、主審・副審及び相手選手に聞こえるように「ツウ・バウンス」と発声しなければならない。「ツウ・サイン」の出たとき、主審は「ツウ・バウンス」の内容種目を正式名称(第9条参照)で両選手、副審及び記録員に聞こえるように発声表示する。
- 第8条 勝負の判定
次のような時「アウト」とし、相手選手の勝ちとなる。
1. 連続運動を間違えた場合。 2. 定められた38種目以外の種目を使用した場合(第10条参照)。
ベッドのはね上げ力が消失した場合。 2回の警告を受けた場合(第11条参照)。
3回の注意を受けた場合(第12条参照)。ルーム及びゴムケーブル等ベッド以外の物に触れた場合。
3分間の対戦で勝負(アウト)の決着がなかった場合、「警告」(第11条参照)の有無で判定する。
「警告」が同位の場合は、安定度、高さ等を比較し判定する。
判定は主審と副審及び記録主任の協議により主審が発表する。
- 第9条 種目の正式名称
日本体操協会制定のトランポリン段階練習表(普及版)の種目を正式名称とする。但し、主審による種目の発声表示は、離床時の体位名称を省き「1跳躍種目」の名称のみとする。トランポリン段階練習表(普及版)の種目の後に書かれたカタカナ名称も正式名称とする。

第10条 種目の制限

次にあげた38種目以外の種目を使用することはできない。38種目とは日本体操協会制定のトランポリン段階線習表(普及版)30番までの種目をさす。

(1・27・29を除き、腰落ち一腰落ち、腹落ち一腹落ち、膝落ち一膝落ちを加えたもの)

1	1/2捻り跳び(ハーフ・ピルエット)	20	腰落ち一よつんばい落ち
2	腰落ち	21	よつんばい落ち一腰落ち
3	腰落ち一立つ	22	腰落ち一1/2捻りよつんばい落ち
4	腰落ち一腰落ち	23	腰落ち一1/2捻り腹落ち
5	膝落ち	24	閉脚跳び
6	膝落ち一立つ	25	1/2捻り腰落ち
7	膝落ち一膝落ち	26	1回捻り跳び(ピルエット)
8	腰落ち一膝落ち	27	腰落ち一腹落ち
9	膝落ち一1/2捻り腰落ち	28	膝落ち一腹落ち
10	腰落ち一1/2捻り膝落ち	29	腹落ち
11	膝落ち一腰落ち	30	腹落ち一立つ
12	かかえ跳び	31	腹落ち一腹落ち
13	よつんばい落ち	32	腹落ち一腰落ち
14	よつんばい落ち一立つ	33	腰落ち一1/2捻り立つ
15	よつんばい落ち一よつんばい落ち	34	腰落ち一1/2捻り腰落ち(スワール・ヒップス)
16	よつんばい落ち一1/2捻り腰落ち	35	1/2捻り腹落ち
17	閉脚跳び	36	腹落ち一1/2横回り腹落ち(クォンテブル)
18	よつんばい落ち一腹落ち	37	腰落ち一1回捻り腰落ち(ローラー)
19	腹落ち一膝落ち	38	1回捻り腰落ち

第11条 警告

次の場合、主審は選手に対して「警告」を与えることができる。又、2回の「警告」をもって「アウト」となる。

1. 主審が相手選手の行った種目を発声表示しても予備跳躍を開始せず、そのことが本人の演技を有利にすると判断した場合。
2. 11本以上予備跳躍をした時。
3. 有効種目で片足着地をした時。
4. 演技中の私語(審判員、その他の人々に話し掛けた時及び話し掛けられた時)

第12条 注意

次の場合、主審は選手に対して「注意」を与えることができる。又、2回の「注意」をもって「警告」とし、3回目の「注意」及び新たな「警告」をもって「アウト」となる。

1. 予備跳躍のやり直し。(ずっこけを含む)
2. 演技中に奇声等を発した時。
3. 余分な種目をした時(ツ・バウスの言い忘れを含む)ただし最後の立つは認める。

第13条 レフリー ストップ

次の場合、主審は「レフリー・ストップ」を宣言し、競技の決着をつけることができる。

1. 連続運動が、不確実、または高さがなくなり、さらにもう1種目を加えることにより、事故等の危険が予想される場合。
2. 相手の要求してきた種目に選手がギブアップを表明した時。

第14条 ギブアップ

競技者または監督は、相手が要求してきた種目が未習得の場合、危険回避の観点からギブアップを表明することができる。

第15条 調停員

調停員は抗議を裁決する。構成メンバー 大会委員長 競技委員長
審判長

第16条 抗議

1. 抗議は監督だけが行える。
2. 抗議は、次の対戦が行われる前に申し出なければならない。

【団体競技】

第1条 シャトル競技（団体競技は、個人競技の規則に準じて、1団体4名又は6名（偶数）の選手によって行われる。（半数の選手を持って団体は成立する）

大会特別ルール1. 1団体4名(3名で団体成立)

第2条 3分間の対戦で勝敗「アウト」の決着がつかなかった場合、引き分けとする。

第3条 団体に於ける勝敗が同位の場合（不戦勝も1勝とする）1名の代表選手が個人競技の規則に則り決定戦を行う。

第4条 日本体操協会主催の全国大会に於ける団体競技は、次の年齢制限を行う。

開催当該年 4月1日現在の年齢とする。

団体	4名の場合	6名の場合
第1 対戦者	20歳以上	20歳以上
第2 対戦者	20歳以上	20歳以上
第3 対戦者	30歳以上	30歳以上
第4 対戦者	40歳以上	30歳以上
第5 対戦者		40歳以上
第6 対戦者		40歳以上

大会特別ルール2. 20歳以上2名、30歳以上2名で構成し、対戦順は自由とする。

第5条 団体競技には、男女別及び男女混合競技がある。

第6条 男女混合競技で、フル・エントリーの場合。

1. 団体4名の場合、男子が2名以下であること
2. 団体6名の場合、男子が3名以下であること
3. 男女の区別なく対戦すること

大会特別ルール3. 男女混合とする。

第7条 オーダー用紙の提出

オーダー用紙の提出は競技開始前に一斉に行い、それ以後の変更は認めない。

但し、競技会開始後負傷した場合、監督（補欠）の補充を認める。

第8条 競技の開始

1. 副審の指示により団体代表がジャンケンで先攻又は演技台を選ぶ。

2. 主審の指示により第1対戦者から順に対戦を開始する。

第9条 申し込み終了後のメンバーチェンジは認めない。

但し、登録された監督のみ、補欠要員となることができる。